

統括 ~~防火~~ 防火
~~防災~~ 管理者選任(解任)届出書

令和2年4月1日

ニライ消防本部消防長 殿

届出者

住所 別紙のとおり

(法人の場合は、名称及び代表者氏名)

氏名 別紙のとおり

下記のとおり、統括

~~防火~~
~~防災~~

管理者を選任(解任)したので届け出ます。

記

防火 対 象 物	建 築 物 そ の 他 の 工 作 物	所 在 地	嘉手納町字屋良1220番地			
		名 称	ニライカナイビル 電話 (098) 956-9924			
		用 途	複合用途	令別表第1	(16)項イ	
		種 別	<input checked="" type="checkbox"/> 甲種 <input type="checkbox"/> 乙種	収容人員		
統 括 防 火 ・ 防 災 管 理 者	選 任	氏名・生年月日	ニライ ^{たろう} 太郎 昭和56年7月8日生			
		住 所	嘉手納町字久得119番地			
		選 任 年 月 日	令和2年4月1日			
	格	講 習	種 別	<input checked="" type="checkbox"/> 甲種 <input type="checkbox"/> 乙種	<input type="checkbox"/> 防災管理に関する講習	
			講 習 機 関	一般財団法人 日本防火・防災協会		
			修了年月日	令和2年1月31日	年 月 日	
		そ の 他	<input checked="" type="checkbox"/> 令第3条第1項第1 (イ)		<input type="checkbox"/> 令第47条第1項第 号()	
<input type="checkbox"/> 規則第2条第 号 ()			<input type="checkbox"/> 規則第51条の5第 号()			
解 任	氏 名	カナイ 次郎				
	解 任 年 月 日	令和2年3月31日				
	解 任 理 由	退職のため				
その他必要事項		建築物5階 建築物延べ面積 1,000㎡				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 「防火
 防災」の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。
 3 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。
 4 ※印の欄は、記入しないこと。

統括防火管理者の資格を有する者であるための要件について

ニライカナイビルの「防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に行うために必要な権限及び知識を有する者」として選任する統括防火管理者ニライ 太郎に付与する権限等については、下記のとおりです。

記

1 必要な権限の付与（消防法施行規則第3条の3第1項第1号）

管理権原者から統括防火管理者に「防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限」として、次の権限が付与されている。

- (1) 防火対象物の全体についての消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限
- (2) 防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関する権限
- (3) 防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関する権限
- (4) その他統括防火管理者の責務を遂行するために必要な権限

2 防火管理上必要な業務（消防法施行規則第3条の3第1項第2号）

管理権原者から、「防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務」について、次の内容について説明を受けている。

- (1) 防火対象物の全体についての消防計画の作成、見直し及び変更に関すること。
- (2) 防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。
- (3) 防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関すること。
- (4) その他統括防火管理者として行うべき業務に関すること。

3 防火管理上必要な事項（消防法施行規則第3条の3第1項第3号）

管理権原者から、「防火対象物の全体についての防火管理上必要な事項」について、次の事項について説明を受けている。

- (1) 防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施状況に関すること。
- (2) 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- (3) 火災の際の消防隊に対する当該防火対象物の構造その他必要な情報の提供及び消防隊の誘導に関すること。
- (4) その他防火対象物全体についての防火管理上必要な事項

【根拠条文】

統括防火管理者の資格・・・消防法施行令（昭和36年政令第37号）第4条

統括防火管理者の要件・・・消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条の3

管理権原者一覧

番 号	管理権原者の住所・氏名
1	住所 北谷町字〇〇〇〇 会社名等 株式会社〇〇〇〇 氏名 代表取締役 △△△△△△△
2	住所 読谷村字〇〇〇〇 会社名等 株式会社〇〇〇〇 氏名 代表取締役 □□□□□□□
3	住所 嘉手納町字嘉手納 会社名等 ニライ株式会社 氏名 代表取締役 カナイ 太郎
4	住所 会社名等 氏名
5	住所 会社名等 氏名
6	住所 会社名等 氏名
7	住所 会社名等 氏名
8	住所 会社名等 氏名
9	住所 会社名等 氏名
10	住所 会社名等 氏名

建物内すべての管理権原者
(所有者又は占有者)を記入
します。